

2009年11月

厚生労働大臣
長妻昭殿

社保庁の廃止にあたって分限免職は行わず すべての職員の雇用を確保してください

長妻厚生労働大臣は10月23日、「懲戒処分を受けた社保庁職員は日本年金機構には採用しない」とする一方、社保庁職員の分限免職回避に向けて最大限努力することを表明しました。

しかし、社会保険庁の廃止まであと2ヶ月しかないもとの、再就職先の確保は容易なものではありません。緊急雇用対策を実施する厚生労働省が数百人もの分限免職(解雇)を行うことは社会的にも認められません。また、年金記録問題の解決のために、日本年金機構の職員を大幅に増員することからも社保庁職員の分限免職は不法・不当です。

分限免職対象者は600人近くに上ると報じられていますが、国家公務員として社会保険庁の職場で年金業務の実務に携わり、研修も重ねて業務に習熟した職員です。年金記録の統合や整備を迅速に、そして正確に行うためにも、これらの職員の能力を活用することこそが求められます。

分限免職対象者の中には、懲戒処分を受けた職員もいますが、一度も処分を受けていない職員もいます。懲戒処分の内容も、業務とは関係のない交通違反などもあります。業務にかかわる目的外閲覧(のぞき見)や国民年金保険料の「不適正免除」についても、当局の情報管理に根本問題があったり、納付率引き上げのために業務命令として行われたものです。すでに処分を受けて更正しているものであり、二重に処分を科せられる謂われはありません。

したがって、社会保険庁の廃止にあたって、一人たりとも分限免職は行わず、日本年金機構や厚生労働省での採用、他省庁への配転などでその雇用を確保することを求めます。

【長妻厚生労働大臣への一言】

団体名	
住所	
代表者	

日本国家公務員労働組合連合会(略称:国公労連)

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス3F
TEL 03-3502-6363 / FAX 03-3502-6362

国公労連  で検索